

すこやかガイド

●嫌な花粉は早めの予防が大事！

今や国民病とまでいわれるほど患者が増えている花粉症。なんと、日本人の2割の方が花粉症にかかっているといわれます。今年花粉量は、例年並みと予想されますが、過去10年平均の飛散量は、その10年前と比較して2倍以上になっており、近年の花粉飛散量自体が増加傾向です。

今年も花粉症患者にとってはもちろん、これまで花粉症とは無関係と思っていた方にとっても、油断できないシーズンとなりそうです。

花粉症は、事前に予防策を講じることで症状を軽くすることのできる病気です。2月以降は徐々に花粉飛散量が増えていくので、早めに事前対策をしっかりとし、できることから試してみましょう。

- ・花粉が飛散する2週間前から抗アレルギー薬を服用する。
- ・花粉の飛散が多い日はできるだけ外出しない。
- ・外出時はマスクや眼鏡、帽子を着用し、花粉の付きやすいウールの衣類は避ける。
- ・外の花粉を持ち込まない。帰宅したら玄関で花粉を拭い、すぐにうがいをする。
- ・布団や洗濯物など干した物から花粉をよく取り除く。
- ・花粉が飛び始めたらなるべく部屋を開けっ放しにしない生活をする。
- ・まめに掃除をして花粉を撃退する。(掃除機とよく絞った濡れ雑巾を使って、拭き掃除で丁寧に)
- ・不規則な生活を避け、十分な睡眠をとる。

問合せ先 役場 保険医療課 内線170

●子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン 接種(補助)のご案内

これらの予防接種は任意接種であり、接種対象者の保護者の希望により接種をするものです。法律上の接種義務(努力義務)はありません。

補助可能期限 3月31日(土)

保護者負担 接種料金と補助金額の差額は保護者の負担となります。接種料金は海部地区協力医療機関により異なります。 **例** 接種金額－補助金額＝保護者負担金

実施可能機関 海部地区協力医療機関

当日の持ち物 予診票(海部地区協力医療機関窓口で配布)、母子健康手帳、健康保険証

問合せ先 保健センター健康館すこやかおおはる ☎(444)2714

●日本脳炎予防接種 接種可能年齢の拡大

平成7年6月1日～19年4月1日生まれの方は20歳の誕生日の前々日まで次のように接種できるようになりました。

※13歳以上で接種を希望される場合、母子健康手帳を持って保健センター健康館すこやかおおはるまでお越しください。また、接種間隔など詳細についてご不明な点はお問合せください。

●接種状況と接種の受け方

- 1期を一度も接種していない方 …………… 13ページに記載の間隔で1期3回と9歳以上で2期を接種
- 1期を1回または2回接種した方 …………… 1期の残りの回数と9歳以上で2期を接種
- 1期の接種が完了している方 …………… 9歳以上で2期を接種

問合せ先 保健センター健康館すこやかおおはる ☎(444)2714

●高校2年生に該当する方へ 麻しんおよび風しん(MR混合) 予防接種4期のご案内

高校2年生の学年に該当する年齢(平成6年4月2日～7年4月1日生まれ)の方は、次の理由に該当する場合、MR4期の予防接種を受けることができます。

- ①修学旅行や学校行事としての研修旅行で海外に行く場合
- ②その他、特段の事情がある場合

ご希望の方は、申請が必要となります。保健センター健康館すこやかおおはるまでお越しください。

※MR4期の予防接種は本来、高校3年生の学年に該当する年度に接種する予防接種です。

※高校2年生の学年に該当する年度に接種された方は、高校3年生の学年に該当する年度には接種の必要はありません。

問合せ先 保健センター健康館すこやかおおはる ☎(444)2714

●40歳の歯周病健診

歯の喪失の要因となる歯周病やむし歯を予防する目的で、町の指定歯科医院で歯周病健診を実施します。

対象 町に住所を有し、歯科治療中でない満40歳に達する方

昭和46年4月1日～47年3月31日生まれの方

内容 歯科健診(口腔粘膜、顎関節、口腔がんなどの診査)、歯周病検査

申込方法 電話または保健センター健康館すこやかおおはるに来所

料金 無料

受診方法 申し込み後、歯周病健診受診票等を持参して、指定歯科医院を受診してください。

※有効期限は3月31日(土)までです。

問合せ先 保健センター健康館すこやかおおはる ☎(444)2714



海部歯科医師会

「介護予防と口腔機能の向上」

現在の介護保険制度では、「介護予防」という考え方が重視されています。

介護予防とは、健康なお年寄りが介護を要する状態になることを防いだり、要介護高齢者がそれ以上に状態を悪化させないようにすることです。

「口腔機能の向上」はその両方に効果があることが認められ、介護保険における介護予防サービスの一つとして導入されています。

口腔機能には、かみ砕く(咀嚼)、飲み込む(嚥下)、唾液を分泌する、言葉を発する(発音)、表情を表す、などさまざまな役割があります。

食べることやコミュニケーションのための機能を維持することは体の健康にプラスになるだけでなく、人や社会と活発に交流し、心身ともに自立した生活を送るために欠かせない要素です。

口腔機能が低下すると十分な栄養が取りにくくなり、体力さらには免疫力の低下につながり、感染症にもかかりやすくなります。特に嚥下機能の低下は、誤嚥性肺炎など命にかかわる疾患の引き金になります。

このように健全な口腔機能と良好な口腔衛生状態を保つことは介護予防のためにとても重要で、口腔機能訓練を含めた口腔ケアを日常の習慣として定着させるための取り組みが今まで以上に必要とされています。

●妊婦健康診査費補助金制度

現在、母子健康手帳交付時にお渡ししている妊婦健康診査受診票は、愛知県内の医療機関でのみ使用できます。愛知県外(日本国内)の医療機関や助産院(愛知県内外)で妊婦健康診査を受けられた方は、健診費用の払い戻しができます。

対象 次のすべてに該当する方

- ・県外(日本国内)の医療機関または助産院(県内外)で妊婦健康診査を受け、その費用を支払った方
- ・申請する妊婦健康診査受診日に、本町に住民登録・外国人登録がある方
- ・申請する妊婦健康診査受診日が平成20年4月1日以降の方
- ・本町が発行した妊婦健康診査受診票を使用していない方

対象費用 県外(日本国内)の医療機関または助産院(県内外)で実施した妊婦健康診査にかかった費用。保険診療で支払われた場合は、妊婦健康診査にかかった費用とはみなされません。(限度額があります)

※妊婦健康診査にかかった費用とは、妊婦健康診査結果報告書(妊婦健康診査受診票の裏面)の所見項目に含まれる検査にかかった費用とします。

必要書類等 ①大治町妊婦健康診査費補助金交付申請書

②大治町妊婦健康診査費補助金交付請求書

③妊婦健康診査の領収書(受診者名・医療機関名・健診日・妊婦健診であることが明記されたもの)

④未使用の妊婦健康診査受診票

⑤印鑑(スタンプ式を除く)

⑥妊婦本人名義の通帳

※妊婦健康診査を受けた医療機関・助産院の住所・電話番号を確認させていただきます。

※①②は保健センター健康館すこやかおおはるで配布します。

注意事項 ・領収書等に不備がある場合は、医療機関や助産院に照会することがあります。

- ・平成23年度受診分の限度額は右記のとおりです。(年度ごとに変更)
- ・支払った金額または限度額のうち低い方の金額が交付されます。
- ・交付された妊婦健康診査受診票の回数分のみ補助金交付の対象となります。
- ・申請期限は、妊婦健診の受診日から5年以内です。

区 分		補助金の 限度額
第1回	基本的な妊婦健康診査、超音波検査、初回血液検査 (ABO血液型、Rh血液型、末梢血液一般検査、血糖、TPHA検査(定性)、梅毒脂質抗原検査、HBs抗原精密測定、HCV抗体精密測定、不規則抗体、HIV抗体価、ウイルス抗体価(風疹))	20,670円
第2回	基本的な妊婦健康診査 ※第3・5・6・7・9・11・13・14回も同様	4,290円
第4回	基本的な妊婦健康診査、超音波検査	9,070円
第8回	基本的な妊婦健康診査、超音波検査、血算、血糖、GBS、HTLV-1抗体検査、性器クラミジア感染検査 ※子宮頸管粘液採取料はGBS・性器クラミジア感染検査併施とします。	19,690円
	基本的な妊婦健康診査、超音波検査、血算、血糖	12,200円
第10回	基本的な妊婦健康診査	4,290円
	基本的な妊婦健康診査、GBS	7,390円
第12回	基本的な妊婦健康診査・超音波検査・血算	10,650円
子宮がん検診		3,360円
HTLV-1抗体検査		2,290円
性器クラミジア感染検査		2,100円

※平成24年4月1日に改正される可能性があります。
※平成23年3月31日以前に受診された妊婦健康診査については、限度額が異なりますので、お問合せください。

問合せ先 保健センター健康館すこやかおおはる ☎(444)2714

●一般不妊治療費補助金

一般不妊治療(産科・婦人科・泌尿器科・皮膚泌尿器科を標榜する医療機関で「不妊症」と診断され、その治療を受けた方に限る)にかかった費用の半額(上限5万円)が補助されます。

申請期間 「平成23年3月～24年2月に診療を受けた費用」を平成24年3月までに申請

※さかのぼって申請を受けることはできません。

必要書類 (①②③は保健センター健康館すこやかおおはるで配布)

①一般不妊治療費補助金交付申請書

②一般不妊治療費補助金交付に関する同意書

③一般不妊治療費補助金交付受診等証明書

・医療機関の証明が必要です。事前に配布しますので、保健センター健康館すこやかおおはるまでお越しください。

・複数の医療機関に受診している方は、医療機関ごとに証明書が必要になります。

④申請しようとする医療機関または薬局の領収書

受診者名・医療機関名・受診日(平成23年3月～24年2月分)・保険点数が明記されたもの

⑤戸籍謄本

⑥町県民税所得課税証明書 …… 控除額の記載があるもので夫婦それぞれが必要です。

⑦健康保険証の写し …… 夫婦それぞれが必要です。

⑧申請者本人の名義の通帳

⑨印鑑(スタンプ式除く)

※夫婦のどちらかまたは両方が日本国籍以外の場合は、必要書類が異なりますのでお問合せください。

申請を受付できない場合 ・夫および妻(夫+妻)の前年(平成22年分)の所得の合計額が730万円以上の場合

・夫婦とも住民登録・外国人登録が本町にない場合

・申請時点で法律上の婚姻をしていない場合

・必要書類が不足している場合

注意事項 ・領収書等に不備がある場合は、医療機関・薬局に照会することがあります。

・保険診療・保険診療外(自費診療)ともに申請の対象となります。

・当該医療費に対する他の法令等による給付を受けた費用、入院時食事療養費、文書料、個室料等治療に直接関係のない費用は該当しません。

・体外受精・顕微授精は、特定不妊治療助成事業に該当する場合がありますので、津島保健所にお問合せください。 津島保健所 ☎0567(26)4137

・夫婦以外の第三者からの卵子・胚の提供による治療法は対象としません。

・補助期間は、補助を開始した診療日の属する月から継続する2年間までです。

※本事業に基づき県内の他市町村が行った補助期間もこれに含みます。

申請・問合せ先 保健センター健康館すこやかおおはる

☎(444)2714

